

様式第2号(第8関係)

会議の開催結果

1 会議名	平成21年度 第1回 さいたま市特別職報酬等審議会
2 開催日時	平成21年10月7日(水) 15時30分から
3 開催場所	ときわ会館5階 中ホール
4 出席者名	利根会長、秋月委員、秋吉委員、伊藤委員、川嶋委員、川本委員、林委員、福田委員、洞澤委員、
5 議題及び公開・非公開の別	議題 市議会議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額について 【公開】
6 非公開の理由	
7 傍聴人の数	報道関係者 3社
8 審議内容	別紙議事録のとおり
9 その他	



平成21年度 第1回さいたま市特別職報酬等審議会議事録

- 1 日 時 平成21年10月7日(水) 15時30分～17時10分
- 2 場 所 ときわ会館5階 中ホール
- 3 出席者
 - (1) 委員 秋月 信二 委員(職務代理) 利根 忠博 委員(会長)
秋吉 祐子 委員 林 千鶴子 委員
伊藤 巖 委員 福田 博之 委員
川嶋 かほる 委員 洞澤 賢一 委員
川本 宜彦 委員 島村 功作 委員(欠席)
 - (2) 事務局 総務局長 人事部長 人事部次長 給与課長 外4名
 - (3) 議会局 総務部長 総務課長 外1名
- 4 傍聴者 報道関係者 3社
- 5 審議項目 議題1 審議会資料説明について
議題2 市議会議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額について
議題3 その他
- 6 議事の経過
 - (1) 委嘱状の交付
 - (2) 市長挨拶
 - (3) 委員の紹介
 - (4) 会長の選出及び職務代理者の指名
 - (5) 事務局等職員の紹介
 - (6) 審議会運営方法に関する要綱等の説明
 - (7) 審議会の公開及び傍聴許可
 - (8) 審議
 - 議題1 審議会資料説明について
 - 議題2 市議会議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額について
 - 議題3 その他
 - (9) 閉会

7 審議内容

- (1) 推薦により利根委員を会長に選出
- (2) 利根会長より秋月委員を職務代理者に指名
- (3) 審議会運営方法の確認
 - ・ 事務局より審議会運営要綱及び審議会傍聴要領等について説明
- (4) 審議会の公開及び報道関係者3社の傍聴許可
- (5) 審議事項

議題1 審議会資料説明について

- ① 事務局より配布資料の説明
 - ・ 配布資料「さいたま市特別職報酬等審議会<第1回資料>」
 - ・ 配布資料は、昭和43年10月7日付け旧自治省行政局長通知の例示に基づき作成。
- ② 委員の意見・質問及び事務局の説明・回答
 - ・ 議会経費の削減については、議員定数の削減や費用弁償の廃止等、議会改革の推進による努力が見られるが、今後の新たな削減策はあるのか。
 - ⇒ 大きな改革としては議員定数を64人から60人にするのである。ほかにも、政務調査費の用途明確化など、引き続き議会改革を進めている。
 - ・ 議長及び副議長が休日にイベント等に出席した際には、何らかの手当が支給されるのか。
 - ⇒ 休日等に出勤した場合でも、別途報酬が支払われることはない。
 - ・ 海外では、日中は本業を営み、夜間に議会を開催している例もあるが、そういったことは可能か。
 - ⇒ 日本の大都市は議員の専門化率が高いため、夜間に議会を開会することは、傍聴者の利便を図るために試行的に開催しているものを除けば、ほとんどない。

議題2 市議会議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額について

- ① 意見聴取

行政を取り巻く厳しい環境等の社会経済情勢、あるいは市職員の給与の引下げの状況等を踏まえ、特別職の報酬等の額が適切なものかどうか、委員の意見を聴取。
- ② 委員の意見・質問及び事務局の説明・回答
 - ・ さいたま市は、市長の給料の額等すべて政令指定都市の平均額を下回っているが、人口等の規模が類似する都市との比較はできるか。

- ⇒ 類似7都市の市長給料の平均額は126万2,857円であり、本市はその額も下回っている。
- ・ 市長の給料の額等の引下げの基準は。
- ⇒ 従来から、本市人事委員会勧告における一般職職員の給与改定率を累積し、一定の基準に達した場合に引下げ改定を行っている。前回（平成19年度）の改定率は、△5.1%。
- ・ 市の財政状況はどのようになっているか。
- ⇒ 財政力指数等の各種指標によれば、他の政令指定都市と比較して健全な状況にあると言える。
- ・ 市長の給料の額等は、他の政令指定都市との均衡を図った上で決定したものであり、妥当な額である。
 - ・ 市長の給料の額等は、原則的には人事委員会勧告の内容に準拠すべきである。しかし、従来から月例給については一般職職員の改定率を累積し、ある程度の段階で引下げを行ってきた経緯もあり、今回は据置きでもいいのではないか。
 - ・ 特別給については、本年の人事委員会勧告における引下げ幅が大きいことから、特別職も一般職職員と同様に引下げをすべきである。
 - ・ 市長の給料の額については、首長としての責任及び職務の多様性を考慮すると、少ないという印象がある。
 - ・ 現在の厳しい社会経済情勢を考慮すれば、現行の給料等を上げて、他の政令指定都市の平均額に近づける必要はない。
 - ・ 昨年来の経済状況の悪化による民間賃金の引下げ状況も考慮すべきである。
 - ・ 一般職職員の給料の引下げを行う場合に、市のトップだけが据置きのままでいいのか。
 - ・ 退職手当も含めて市長の給料の額等を検討する必要があるのではないか。
- ⇒ 市長及び副市長には退職手当の支給があるが、議員には退職手当の制度はない。
- ・ 議員については、議会改革の一層の推進により、従来より広範かつ多忙な議員活動が行われており、現行の議員報酬額は妥当な額である。

議題3 その他 (特になし)

(6) 意見集約

当審議会として、市議会議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額について、改定の方角性を市長に報告する。

① 会長による各委員の意見集約

- ・ 本年の本市人事委員会勧告において、一般職職員は、月例給△0.19%、特別給△0.35月分の改定であった。
- ・ 平成19年度に市長の給料の額等を改定した際には、平成16年度から平成19年度までの一般職職員の改定率を累積し、その数字にならって△5.1%の改定を実施した経緯がある。
- ・ 特別給については、一般職職員の改定幅が大きいため、特別職もそれにならうべきである。

以上のことから、市議会議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額については、「月例給は据置き、特別給は引下げ」とし、報告書を作成する。

② 委員の意見・質問

特になし

(4) 閉会

平成21年10月13日

会 長

利根忠博